

**(仮称) 地域共生ステーションの指定管理者の
選定方針について**

(仮称) 地域共生ステーションの概要

1. (仮称) 地域共生ステーションの概要

施設の名称 (仮称) 地域共生ステーション

施設の所在地 高槻市川添一丁目 18

施設の規模 敷地面積 (約2.3 ha)

主な施設内容

屋内 ((仮称) 地域共生センター 約4,000m ² 程度) における各諸室
生活利便施設 (カフェ・ベーカリー等)、みんなの居場所、エントランスホール ギャラリー・ショップ、多目的スタジオ、キッチンスタジオ、クラフトルーム、貸室 (XR 対応)、多目的ホール (XR 対応)、備蓄倉庫、職員事務所、屋根付きテラス
外構 (インクルーシブ広場ゾーン)
芝生広場、大屋根広場、インクルーシブ遊具広場、多目的広場、外周園路・散策路
駐車場・バスロータリーゾーン
駐車場、駐輪場、バスロータリー
緩衝緑地ゾーン
緩衝緑地
その他
雨水貯留施設、既設鉄塔の管理用通路

※現時点での施設内容であり、事業者提案内容により変更あり。

施設の利用形態・役割

(1) 目的

地域共生社会のモデル空間として、インクルーシブかつ賑わいのある環境の中で、誰もが共に安心して楽しく過ごせる場を創造するとともに、本施設を中心としてさまざまな活動を通じて皆が生き生きと活躍し、地域を元気にしていく拠点として機能すること。

(2) 施設予約

各諸室 (多目的スタジオ、キッチンスタジオ、クラフトルーム、貸室、多目的ホール、広場 (占用利用する場合))

(3) 利用時間

施設名	休館日	利用時間
(仮称) 地域共生センター	12月29日から 1月3日	9時から 19時
インクルーシブ広場ゾーン	—	終日

屋外トイレ	—	9時から19時
バスロータリー	—	終日
駐車場・駐輪場	—	終日

※要求水準書案ベースのため、事業者提案内容により変更あり。

（4）利用料金

未定（他の市内公共施設と同等程度を想定。詳細は事業者決定後に検討。）

2. 施設の管理運営方針

基本方針

- 子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に参加できるインクルーシブなイベントを開催する等により、にぎわいが生まれる施設運営を行う。
- 市民等の意見を取り入れ、市民企画との協働を工夫するなど、市民、地域に愛される地域共生の拠点となるよう運営を行う。
- ICTを活用した遠隔就労等、障がい者と利用者等との交流が生まれる運営に努め、多様な主体の活躍や、障がいの理解促進につながる運営を行う。
- 地域共生に資する多様な講座や体験プログラム・イベントの企画を通じ、生涯活躍や多世代交流を促すような運営を行う。
- 他市からの来訪者を含め、特に子育て世代に広く高槻市の魅力を発信できる施設運営を行い、定住促進につなげる。
- 市民活動や産業、福祉、教育等の従来の分野を超えた新たな交流機会を積極的に設けるとともに、それらを通じて、市民等の地域共生の気運醸成及び本施設での活動の参画意欲の増進、及び新しい付加価値の発見・創造に取り組む。
- 時代の変化に合わせて常に事業運営を見直し、継続的に施設の魅力向上に取り組む。

本施設は先行事例がなく収支予測が難しい性質を持つため、事業者の参入リスク軽減の観点から利用料金制を採用せず、徴収委託制を採用するものとし、維持管理及び運営期間において利用者から得る使用料、駐車代金は市の収入とする。

3. 指定管理者の選定方針及び指定期間（案）

選定方法：特定

指定期間：指定管理業務開始日から令和21年3月31日まで

（指定管理業務開始日は、設置条例において定める。）

上記基本方針を踏まえ、民間のアイデアを生かした魅力的な事業展開を可能とする観点から、PFI法に基づき選定された民間事業者が、本施設の設計・建設・工事監理業務を行い、市に所有権を移転したうえで、維持管理・運営業務も一括して行うBT0方式による整備を実施する。指定管理者の選定については、PFI法に基づく公募により選定された事業者に施設管理を行わせることが適当であることから、特定とする。

● (仮称)地域共生センター 仮図面

